

平成29年2月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成29年3月6日(月)

[委員会の概要]

岩佐委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出案件について(資料①)

【報告事項】

- 「第12次鳥獣保護管理事業計画」等の策定について(資料②)
- 「第4期ニホンジカ適正管理計画(案)」について(資料③)
- 「第4期イノシシ適正管理計画(案)」について(資料④)
- 「第2期徳島県ニホンザル適正管理計画(案)」について(資料⑤)
- とくしま生活排水処理構想2017(案)について(資料⑥)

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その3)によりまして、2月定例県議会に追加提出いたしました環境対策関係の案件について、御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について御説明申し上げます。その後、順次、各所管部局長から御説明申し上げますので、よろしく御願ひ申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成28年度歳入歳出補正予算(案)及び繰越明許費でございます。

説明資料(その3)の1ページをお開きください。まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成28年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり3億6,754万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は39億6,406万2,000円となっております。

このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり2億5,677万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は7億8,381万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

環境首都課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、1億4,757万2,000円の減額をお願いし

ております。環境首都課合計では1億4,616万3,000円の減額となり、補正後予算額は5億6,131万4,000円となっております。

続きまして、環境指導課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などに伴い、5,013万9,000円の減額をお願いしております。環境指導課合計では6,417万4,000円の減額となり、補正後予算額は7,321万円となっております。

続きまして、環境管理課でございます。目名、公害対策費の摘要欄①の一般公害対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、3,935万円の減額をお願いしております。環境管理課合計では4,643万3,000円の減額となり、補正後予算額は1億4,928万8,000円となっております。

今議会に追加提出をいたしました県民環境部関係の案件の説明は、以上でございます。なお、県民環境部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 石本県民くらし安全局長

危機管理部から2月定例会に追加提案いたしました案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における平成28年度一般会計2月補正予算案といたしまして、上から3段目の危機管理部の欄の左から3列目に記載のとおり、89万8,000円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は1億3,973万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。生活安全課の環境衛生指導費の摘要欄①鳥獣等保護費について、野鳥による鳥インフルエンザ対策の所要額確定による増額などにより、生活安全課全体で、89万8,000円の増額補正を計上いたしております。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、一点御報告いたします。初めに、本日御報告させていただきます第12次鳥獣保護管理事業計画など四つの計画案につきましてでございます。去る11月議会において計画素案として御報告させていただいたところでありまして、その後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントや環境審議会鳥獣部会での御意見等を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、改めて御報告させていただくものでございます。本日は、前回からの変更点を中心に御説明させていただきます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。表面については、前回から変更はございませんが、1の目的といたしましては、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展を目的に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、各計画を策定するものであります。

2、計画の内訳といたしましては、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等に関する第12次鳥獣保護管理事業計画をはじめ、生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大している日本鹿やいのしし、日本猿を管理するための適正管理計画の案を取りまとめたところでございます。

3の計画期間といたしましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。

裏面を御覧ください。4の変更・修正点といたしましては、まず、①第12次鳥獣保護管理事業計画(案)についてであります。農林水産業等に係る被害防止を目的とした有害駆除における日本猿の許可基準を一人当たり5頭以内を必要数に変更するとともに、県民の皆様が野鳥観察できる場所としまして、出島野鳥公園など県有2施設を追加させていただいております。

次に、②第4期ニホンジカ適正管理計画(案)につきましては、鹿の個体数管理目標の半数を雌鹿とし、捕獲並びに繁殖の抑制を強化してまいります。

次に、③第4期イノシシ適正管理計画(案)につきましては、平成26年度いのししの推定生息数を約1万3,600頭から約1万2,300頭に修正しておりますが、平成29年度の年間捕獲目標を6,000頭から6,600頭以上に増やしていくことにより、平成35年度末の推定生息数を5,310頭としていました目標を5,000頭以下とし、個体数管理を強化してまいります。

なお、詳細につきましては、お手持ちの資料1-1から資料4までを御参照いただければと存じます。

今後は、関係部局と連携して、計画の取組状況を評価・点検しながら、鳥獣の保護・管理を適正に推進してまいります。以上御報告を申し上げます。よろしく、御審議のほどお願いいたします。

河野農林水産部副部長

2月定例会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件は、平成28年度2月補正予算案でございます。お手元に配付の環境対策特別委員会説明資料(その3)により、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。今回の補正予算の総額は、補正額欄上から3段目に記載のとおり4,634万3,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は25億216万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

少し飛びまして、5ページを御覧ください。補正予算に係る各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

農林水産政策課でございますが、農業総務費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額をお願いしており、農林水産政策課合計で、1,268万8,000円の減額となっております。

次に、もうかるブランド推進課でございますが、2段目の植物防疫費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額をお願いしており、もうかるブランド推進課合計で111万2,000円の減額となっております。

次に、畜産振興課でございますが、畜産振興費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額をお願いしており、畜産振興課合計で5,979万2,000円の減額となっております。

6ページを御覧ください。林業戦略課でございますが、3段目の造林費につきまして、国庫補助事業費の確定による増額をお願いしており、林業戦略課合計で1億4,332万1,000円の増額となっております。

次に、農山漁村振興課でございますが、2段目の土地改良費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額をお願いしており、農山漁村振興課合計で8,085万円の減額となっております。

次に、森林整備課でございますが、治山費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額をお願いしており、森林整備課合計で3,522万2,000円の減額となっております。

少し飛びまして、10ページを御覧ください。繰越明許費でございます。1段目の畜産振興課の畜産環境対策費から、3段目の森林整備課の治山事業費までの3課3事業につきまして、翌年度繰越予定額欄に記載のとおり、合計で13億3,184万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。繰越しをお願いするこれらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず、翌年度に繰り越すものでございます。

提出案件の説明は以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 楠本県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては6,463万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で5億2,924万3,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、1億846万8,000円の減額となっております。

7ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず、住宅課におきまして、建築基準法等施行費の事業費の決定に伴う補正により、20万円の増額をお願いしております。

次に、水・環境課におきまして、流域下水道事業特別会計繰出金の事業費の決定に伴う補正など、合計で6,483万1,000円の減額をお願いしております。

8ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、旧吉野川流域下水道建設事業費の決定に伴う補正など、合計で1億846万8,000円の減額をお願いしております。

11ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成29年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

まず、一般会計におきましては、翌年度繰越予定額欄に記載のとおり、合計で1,814万9,000円となっております。また、流域下水道事業特別会計におきましては、翌年度繰越予定額6,700万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件により年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、12ページをお開きください。地方債でございます。流域下水道事業特別会

計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、二点御報告させていただきます。第一点目は、「とくしま生活排水処理構想2017」(案)についてでございます。お手元の資料5を御覧ください。

1、概要ですが、生活排水処理構想は、生活排水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための指針として、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行っております。

2、策定のポイントといたしましては、人口減少や高齢化の進行等の諸情勢の変化に柔軟に対応するため、経済比較を基本としつつ整備の時間軸の観点や地域のニーズを勘案した、より弾力的な整備手法を選定することなどを柱に、平成27年4月から、各市町村において見直しを行ってきたところでございます。

3、見直し後の整備手法でございますが、公共下水道では未着手の10処理区を廃止、また、集落排水では未着手の42処理区を廃止したことなどにより、集合処理区域が約5,760ヘクタール減少し、事業効果の早期発現が見込まれる浄化槽区域にシフトしております。

4、整備目標につきましては、平成37年度の汚水処理人口普及率が、前構想の74パーセントから79パーセントと5ポイント向上しております。

5、構想の推進といたしまして、浄化槽整備の加速化として、面的な整備、適切な維持管理が可能な市町村設置型の導入支援、新たな技術・運営管理によるコスト縮減として、ストックマネジメントの推進、水教育・普及啓発の推進として、標語・ポスターコンクールの実施などに積極的に取り組むこととしております。

6、今後の予定につきましては、県議会での御論議をはじめ、3月下旬のパブリックコメントによる御意見などを踏まえ、7月の構想策定に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

第二点目は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法に係る通知の調査結果と再発防止に向けた取組についてでございます。

今回、市町村におきまして、建設リサイクル法で義務付けられております県知事への通知をしないまま、土木工事や解体工事などを行っている事案が多数判明しました。県発注工事におきましては、職員への建設リサイクル法の周知はもとより、土木工事主要提出書類チェックリストを活用した適正な事務処理に努めてきたところでありますが、同様の調査を県土整備部と農林水産部を対象に行ったところ、県土整備部では、対象工事555件のうち34件、農林水産部では、対象工事159件のうち5件が未提出であることが判明しました。

このような事案が発生したことを重く受け止め、建設リサイクル法を遵守し、こうした事案が二度と発生しないよう、速やかに対策を講じることとし、手続きをより確実なものとするため、工事着手の前提となる配置技術者の届出書とセットで確認する新たなルールを構築するとともに、今週8日には、県及び市町村を対象とした会議を開催し、このルールの適正な運用を周知するなど、再発防止に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、建設リサイクル法の趣旨を十分に踏まえ、公共工事の適正な執行に、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

木下副教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その2)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目でございますように、教育委員会関係では70万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は910万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、70万円の減額をお願いいたしております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩佐委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

岩丸委員

私のほうからは、先ほど楠本県土整備部副部長から御報告いただきました建設工事に係る資材の再資源化、建設リサイクル法のこと、市町村で県知事への通知をしないまま行われておった工事が多数判明したということでありまして、県発注工事においてもまたそういうことがあったとお聞きいたしました。まずは少し詳しくその建設リサイクル法について御説明いただけたらと思います。

折目建設管理課長

建設リサイクル法について御説明させていただきます。

この法律は、コンクリート、木材、アスファルトなどの特定建設資材について、分別解体し再資源化することによりまして資源の有効利用、それから廃棄物の適正な処理を図ることを目的に、平成14年5月から施行されている法律でございます。

この法律に基づきまして、コンクリート、木材、アスファルトなどの特定建設資材を使用する一定規模以上の建築物の解体や新築、土木工事について、建設現場で分別解体し再資源化することが工事の受注者に義務付けられております。この一定規模以上というのは、建築物の解体では床面積の合計が80平方メートル以上、それから土木工事では請負金額が500万円以上でございます。

また、この工事の発注者、これ、民間といわゆる官公庁に分かれますが、民間が発注者の場合は法第10条というのがございまして、工事に着手する日の7日前までに知事などに届出をすることとなっております。それから、国や地方公共団体の場合は、届出の代わりに法第11条に基づきまして、知事などに工事をする旨を通知することとなっております。いわゆる通知書と呼ばれるものを出していただくということになっておりますが、今回この通知ができていない事案が多数判明したということでございます。

岩丸委員

まず、そもそも何でこのような事態、事案が発生したのか、その原因はどこにあったのかということ。今、お聞きしましたら、平成14年からということ、もう大方15年ぐらい経つとるんですかね。そこを是非解明していただきたいと思うんですが、また、これまでどのような取組を行ってきたのか。

そしてまた、もう一つは、民間は届出、それからいわゆる官に関しては通知ということで、その届出と通知の違いというのもちょっと説明を頂けたら。

折目建設管理課長

まず、これまでの取組から説明させていただきます。

土木工事の実施に当たってはたくさんの方の提出書類が義務付けられておりますので、この書類の種類や提出先、提出時期、それから対象工事などを整理しましたチェックリストというものを作成しております。このチェックリストに基づき適正な事務処理に努めているところでございます。それから、県及び市町村の技術職員向けの技術管理説明会というものを毎年定期的で開催しております。ほとんどの場合が年度初めにこういった説明会を開催しております。この中で建設リサイクル法の趣旨でありますとか、それからチェックリストなどについて周知してきたところでございます。

しかしながら、報道にもございましたように、市町村においては出し忘れ、認識不足といったところからこの法第11条にうたわれている通知書の提出ができていなかった事案が数多く発生したと。それから、県においても、先ほど報告させていただいたとおり、同様の事案が発生したということでございます。

なぜかということですが、いろいろ理由はあろうかと思いますが、例えば、この提出の期限ですが、法第11条の通知書の場合は工事着手前と決められておまして、一般の書類については大体契約後1週間とかすぐに出していただくというのが多いんですが、この書類については工事着手前となっておりますので、工事によっては、例えば、業者さんによっては契約後すぐに掛かるといった場合もありますし、ある場合によっては自分の手持ちの仕事の関係で1か月とかあるいは2か月後に掛かるといった場合もございます。そういった、通知書の提出期限までに一定の猶予期間がある場合は、この通知書の出し忘れが生じたりとか、それからチェックリストの活用が十分できていなかったとか、こういったことが原因でないかと考えております。

それから、法第10条と法第11条の違いでございますが、先ほど説明させていただきました法第10条については民間の方が発注する場合に出していただく届出というものでございまして、この中にはいろんな細かい計画書といったようなものも盛り込まれております。それを各庁舎の建築の審査がいる部署に出していただいて、そこでも中身をチェックするといった手はずになっております。

それから、発注者がいわゆる地方公共団体、国とかであれば、これはただ単にここでこういった工事をやりますよといった通知書だけでいいということでございます。

岩丸委員

民間の場合は相当シビアなというか、チェックもしっかりできておるようなんですけれ

ども、官の場合だったらもう通知だけというようなことで。先ほど、その原因が提出期限がどうこうやいうのがあったんだけど、出す時に一緒に出したらええだけのことで、本来であればどうということないことかなと思うんです。余り重要視していないのかなというように気もするんですが、特に資源の有効利用とか廃棄物の適正処理というのは非常に重要課題と思うので、是非しっかりやっていただきたいと思うんです。

先ほど県土整備部と農林水産部というようなことで報告がなされましたけれども、県のほかの部局、若干やっぱりそういった関連しとる所があるのではないかなと思うんですが、他の部局については今どういう状況なんでしょうか。

#### 折目建設管理課長

他の部局については、もう既に確認作業と、通知ができていないものについては早急に通知するように要請しているところでございます。

#### 岩丸委員

他の部局についてもしっかりとチェックしていただいて、そしてしっかりと対応していただきたいと思うんですけれども、今後この再発防止に向けてどのように取り組んでいくかということについて、その決意のほどをお示しいただいたらと思います。

#### 楠本県土整備部副部長

この度、建設リサイクル法に基づきます通知を行うべき一部の工事につきまして通知を行っていないことが判明したことは重く受けとめているところでございます。通知書の提出漏れを防ぐためには、通知の確認、提出の過程におきまして、明確な一定のルールを取り決めることとし、請負業者から配置技術者の届出書が提出された時点で、これとセットで確認する新たなルールを速やかに構築する予定でございます。このルールにつきましては、今週8日の県及び市町村を対象とした会議で周知を行いまして、周知後速やかに適用することとしたいと考えております。二度とこのようなことが発生しないよう、県及び市町村が一丸となって再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

#### 岩丸委員

この書類と一緒に必ず出すんだというようなルールを作っていくということなので、そういうふうにしたらまず間違いはないかなと思うんですが、是非お願いしたいと思います。

先ほどもお話しましたけれども、建設リサイクル法、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図るのが目的ということでございますので、そういったことがしっかりと実現していくように、今後ともの取組、是非よろしくお願いしたいと言うて終わります。

#### 達田委員

今お聞きした件なんですけれども、届出ができていなかった場合に、適正に処理しましたよという確認というのはちゃんとできているんでしょうか。

#### 折目建設管理課長

今回の場合は、通知書と届出というのは、先ほど説明させていただいたとおり、民間の工事が発注書等を対象とした場合でございます。今回については通知書ということで、国、地方公共団体の場合はこの通知書ということになります。

それで、適正に確認できてきたのかという御質問とありますが、まず最初にこういったものは再資源利用実施計画書というものを出示していただきます。例えばコンクリート殻がどれぐらい出て、それを現場で分別解体して、それで大体の場合は中間処理場に持っていきますので、それをどの中間処理場に持っていくと、そういったものを最初に出していただくことになっています。それから、工事が必ず最初の計画ときちっと同じになるというわけでもないで、終わった時に、最後にも報告書みたいなことでまた同じようにその現場でどれだけのを分別解体してどういったところの中間処理場に持っていったと、そういう物を出していただきまして、それによって適正にできているということを確認するものでございます。

#### 達田委員

ということは、民間であれば届出、行政であれば通知書ということなんですけれども、県民が心配されるのは、そうしたリサイクル法に基づいてきちんと処理が最終されているのかなということなんですよね。ですから、今の御答弁をお聞きいたしますと、届出とか通知に関係なくやっぱり確認していると。きちんと最終確認できているということで理解してよろしいんですね。はい、分かりました。

では続きまして、今、提出していただきました資料に基づいて質問をさせていただきたいんですけれども、とくしま生活排水処理構想2017というのを、今、出示していただきました。これまで徳島県の水環境、また排水処理、そういうのが非常に遅れているということで、全国で言いますといつも最下位というような状況であったわけなんですけれども、この排水処理構想2017で中を見ますと、非常に大きな変更があったなと思うんですけれども、集合処理区域を大幅に縮小すると、また、浄化槽区域を拡大するというようなことですね。それから、下水道につきましては未着手の10処理区を廃止、集落排水につきましては未着手の42処理区を廃止というようなことが書かれております。この計画によって、例えば私が住んでいる所には下水道がありませんので、排水というのは農業用水に流させていただいているんですね。冬場、今時分になりますと、非常に水が濁って環境にも悪いというような状況なんです。そういう状況をどうするんですかというのをずっと以前から言ってきたんですが、フラッシュ用水を流しますというようなことも言われておりましたが、私は農業用水でフラッシュ用水が流されている所を見たことがないので、やっぱり現状のままなんです。それで、この計画によって、環境がどのように良くなっていくんだろうか、まずその点、お聞きしていきたいと思っております。

#### 片岡水・環境課長

とくしま生活排水処理構想2017についての御質問かと思っております。

この計画については、5年ごとに定期的な見直しをやっているというところでございますけれども、今回の見直しに当たりましては、経済比較というのを基本にしながら、整備の時間軸の観点や地域のニーズを勘案した、より弾力的な整備手法を選定するということ

を柱にしておりまして、その結果、集合処理区域が大幅に縮小されて個別処理の区域が増加したということでございます。個別処理ということになりますと、やはり合併処理浄化槽の促進をいかに図っていくかということになります。私ども、そのために市町村設置型の導入促進を支援していく、また個人の単独浄化槽を合併処理浄化槽に転換するよう、またそれも支援していくというふうにしてございます。

現在の単独浄化槽については、放流水質のBODというのが大体90ミリグラム毎リットルという基準になってございます。それを合併処理に変えることによりましてBODの基準が20ミリグラム毎リットルと大幅に改善されるということになりますので、きれいな水環境を次代に引き継いでいくためには、この合併処理浄化槽を普及させていく、それと下水道も整備促進を図っていくと、この両面から取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

合併処理浄化槽を増やしていくということで、私ども、以前から下水排水処理のためには合併浄化槽をどんどん普及していくべきだということを申し上げておりました。この構想図というのを見ますと、これまでの計画とちょっと変わっているところがございますよね。特に鳴門市の辺りで以前の計画と変わっているように思うんですけども、旧吉野川流域下水道、これも含めてこの下水道事業を見直していくんでしょいか。

片岡水・環境課長

流域下水道の見直しについての御質問でございます。

流域下水道は、関連市町が実施する公共下水道の整備と一体となって効果を発揮するものでありまして、事業計画、策定の段階で県と関連市町が協議、調整を重ねまして、今現在の全体計画は策定されたものでございます。このうち、人口密度とか整備効果、財政状況を踏まえまして、現在事業計画というのを策定しまして、その事業計画にのっとり整備を進めておるところでございます。

現在、この処理構想ができたというところでございます。今後、関連市町と旧吉野川流域地区下水道推進協議会というのを設けておりますので、その中でこの流域下水道の全体計画については十分に調整を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

加入されている自治体から非常に負担が重いというようなお話も聞くわけですが、この旧吉野川流域に限って言いますと、これまでどれだけの事業費を投入してこられたのか、もし見直しをせずにそのままいくとしたら、総事業費がどれぐらいでいつ完成すると見ておられるのかお尋ねしておきたいと思っております。

片岡水・環境課長

旧吉野川流域下水道の投資額と完成時期についての御質問でございます。

県が施工する事業については、全体予算が約600億円で、平成27年度末までの事業費累計額が332億円程度でございます。

それと市町が実施します流域関連公共下水道事業ですが、全体域予算が約1,500億円、

うち平成27年度末までの事業費累計額が約199億円でございます。両方合わせますと、全体予算が約2,100億円で、平成27年度までの累計が532億円程度でございます。

それと、完成時期についてですが、これは先ほども申しましたけど、市町の公共下水道と一体となって効果を発揮する施設でございますので、市町の面整備の進度に併せて段階的に整備するというようにしてございます。今の構想の中でも、平成47年度までの整備人口なども出してございますけど、市町がそれに基づいて整備をし、流入量が増加するに従って、私どもの整備も進めていきたいと考えております。

達田委員

流域下水に関しましては、今お聞きいたしましたも非常に莫大な予算をかけると。今までにも大きな予算をかけてきたわけなんですよね。今までやってきた中で、流域下水道、そして合併浄化槽、比べますと、それぞれ整備人口一人当たりどれぐらいかかっているものなんでしょうか。

片岡水・環境課長

流域下水道の整備人口とか整備単価という御質問でございます。

岩佐委員長

小休します。(11時17分)

再開します。(11時17分)

片岡水・環境課長

流域下水道と合併処理浄化槽の比較という御質問でございます。

まず、単純に建設費だけを比較いたしますと、確かに合併浄化槽が安価となります。流域下水道の全体計画は、平成11年当時ですけども、処理人口が約17万3,000人、戸数が5万8,000戸、これは実際の住居が対象でございますして、定住換算いたしますと、その大体27パーセント増しぐらいになります。

それで、先ほどの事業費でございますけども、両方合わせて約2,100億円でございますので、大体建設費を耐用年数で割りますと年約34億円程度となります。それに維持管理費が入ってまいります。それに比べますと、合併処理浄化槽というのは1基当たりの建設費が大体80万円から90万円と言われております。これに単純に設置基数を掛けますと全体の事業費ということになります。ただ、維持管理費については年間大体7万円每基ぐらいというのが全国の平均でございますして、そうしますと、これが毎年必要になってくるということになりまして、維持管理費で比べますとやはり流域下水道が合併浄化槽よりも相当安価ということになります。

それと、耐用年数も下水道に比べて浄化槽が平均して短いというようなところもございまして、やはり長期的な視点で考えますと、人口が相当集まっている人口密集地ですと、流域下水道のほうが経済的ということになっております。

さらに、浄化槽の場合はこの他にし尿の処理場の建設であるとか、放流のための流末の整備なんかも入ってきますので、そういった費用も考慮する必要があると考えております。

## 達田委員

建設事業だけ見ますと、合併浄化槽のほうが非常に安くできるということなんですけれども、今言われておりますのは、私も東日本大震災で終末処理場であるとか大きな管が浮いてきたというんですかね、非常に被害を受けている様子を見てきたわけです。大規模災害に備えて、今、終末のほうのいろいろ対策を講じておられるということなんですけれども、非常に大きな被害が起きて、すぐにもう処理ができなくなってしまうというようなリスクがあるわけですね。これが藍住町でお聞きした、藍住町議が調べた資料によりますと、藍住町内で行われた汚水処理費用というのを比べているんですけれども、これ、下水道1人当たり85万3,000円かかっていると。それから合併浄化槽ですと、これは民間設置分を除いて、公費を投入した分で割りますと9万5,000円と。9対1ぐらいでできているということなんですけれども、汚水処理の税金の使われ方にこんなに差があっているんだろうかというような批判もされているということなんです。ですから、今後、どういうやり方が一番いいのかというようなことで、経済効果ということもきちんと計算した上で、もうされていると思いますけれども、やはり加入されている自治体とよく相談されて、一番いい方法を取っていただきたいと思います、私はそう思っております。

そして、これ以外の流域下水以外の所なんですけれども、先ほど申しましたように、農業用水に流しているものですから、非常に環境が悪いと。これをいち早く改善していかなければいけないと思うんですけれども、合併浄化槽をやっばり爆発的にどんどん普及していくということをやっていかなければいけないと思うんですけれども、県は合併浄化槽に対する補助といいますか、これは今ある単独槽を切り替える場合には県からの補助があるんですけれども、それ以外に、個人負担をできるだけ少なくしてどんどん普及していく手立てが必要ではないかと思うんですけれども、そういうことはお考えでしょうか。

## 片岡水・環境課長

浄化槽の普及促進策についての御質問でございます。

やはり面整備が可能で、かつ適正な管理ができるということで、私ども、市町村設置型の合併浄化槽、PFI方式を推奨しておりますけれども、この導入を進めたいと考えております。個人設置につきましても、現在単独槽から合併槽への転換については補助を出しているところでございます。法改正になりまして、新設については合併のみということになってございまして、県のほうでは助成は行っておりませんが、国のほうでは交付金を使って市町村に助成もしております。そういった制度を活用して、市町村には浄化槽の普及をお願いしたいと考えています。

私どもも必要な情報については市町村のほうにしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

## 達田委員

合併浄化槽についても面整備ができる方法があるということですね。できるだけ個人負担が少なく、やっばり個人負担が重いと、やろうかという意欲もなかなか出てきませんので、その工夫をしていただきたいと思います。

この案を見ますと、P F I方式で書かれておりますけれども、非常に地域に密着した仕事であってもP F I方式によってやるということを書かれているんですが、これ、県内の業者さんに仕事を任せていけるというような方式なのか、お聞きしておきます。

それからもう一つは、補助金等について、個人設置型については市町村の補助金のかさ上げを要請すると。市町村、もっと出してくださいよと要請するということだと思っておりますけれども、県は何もされないのでしょうか。

片岡水・環境課長

まず一点目のP F Iの市町村設置型についての御質問でございます。

P F I方式は現在B T O方式が一般でございます。まず、S P Cということで、特別の目的会社を地元の企業ないしは企業の連合体として設置していただきます。それは公募という形をとります。そのS P Cのほうで浄化槽の設置をしていただく。その設置したものを市町村が買い取ると。その後、オペレートはまたそのS P Cでやっていただくという方式になってございます。そのときの個人負担は、基本は大体10分の1ということですが。最大2分の1まで交付金が入るということになっております。現在はそれの10分の1についてまた県が負担するということになっております。

新設についての県の補助はないのかということですが、先ほどの答えと重なりますけど、私ども、転換のみの助成ということになってございまして、新設については持ち合わせていないというのが実情でございます。

達田委員

新設につきましては、例えば面整備をするのであれば、少ない戸数であってもそれは面整備の区域として入って、できるだけ個人負担が安くできるような方法があるということなんでしょうか。

片岡水・環境課長

市町村設置型の合併浄化槽については、転換だけでなしに、新設も対象になってございますので、私ども、その市町村設置型の浄化槽の導入を市町村に働き掛けているところでございます。

達田委員

できるだけ力を入れて、最下位からとにかく抜け出していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それで、この案の6ページで、将来行政区域内人口というのが示されているんですね。どういう計算でこの計画をしているかということが示されているんですが、基準年次の人口はこの平成26年度末の人口、それから生活排水処理構想に用いる行政人口ということで平成37年度、それから長期目標では平成47年度の目標ということで、平成47年度で約63万人となっているんですけれども、この63万人というのが、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の予測値を基本としつつ各市町村において独自に予測したものを集計と書いてあるんですね。しかし、この平成47年度で約63万人といいますが、今、徳島県

が人口ビジョンというのを掲げておりますけれども、何も手立てを講じなかった場合にこうなるだろうという数字ではないかと思うんですけれども、それを基にしているのではないのでしょうか。

片岡水・環境課長

先ほどの人口予測の推計値はどうして出したのかということでございます。  
委員の御指摘の手法で算出しております。

達田委員

これ、よその委員会に関わることですけれども、やっぱり人口がどれぐらいになるかということでこの計画を作っていくという、それが大元になる問題ですからお尋ねをしているんですけれども、いろいろ手立てを講じた場合、合計特殊出生率を上げますよとか、また出ていく人、入ってくる人の均衡を保ちますよ、あるいは入ってくる人のほうが多くなりますよというようなことで、それぞれビジョンを何人ということ構想をしているわけなんですけれども、これ、一番低い数字でされているということで、いかがなものかなと思うんです。人口がどんどん少なくなっていればそれだけ公費投入も少なくてすむということで書かれているのかなというふうに受け取ってしまいがちなんですけれども、その点、きちんと整合性を持たせて、徳島の人口ビジョンに合わせてこの計算をするべきでないかと思うんですけれども、その点お尋ねしておきます。

片岡水・環境課長

人口予測を構想に合わせて見直してはどうかという御質問だと思います。

国のマニュアルに基づいて、私もこういう予測をやっておるわけなんですけれども、その結果、推計人口は63万人を基本としておるというところでございます。

今後、人口減少が進む、あるいは地方創生が実現して増えるということもあろうかと思えます。そういった状況の変化、社会情勢の変化については、5年ごとに構想を見直すということにしておりますので、その中で適宜反映してまいりたいと考えております。

達田委員

この人口につきましては、一人でも多く増やしたいということで頑張っておりますので、それに沿った計画になるように要望しておきたいと思えます。

最後一点だけお尋ねしたいんですが、国の予算で前年度比3パーセント増しで14億6,700万円の予算で、今、南相馬市において放射線に汚染されている低濃度土壌、1キログラム当たり3,000ベクレル以下を用いた再生利用実証事業というのをやっていると。これで問題がないとすれば全国の公共事業に道路、鉄道盛り土、防潮堤、そういうものに再生利用する計画だということなんですけれども、そういうことで予算が付いていると思うんですけれども、県の考え方として、これは一体どうなんでしょうか。これまではクリアランスレベルの同1キログラム100ベクレル以下というのが安全に再利用するための基準ということで、100ベクレルというのがちょっと頭にあっただけなんですけれども、そういうものを公共事業で使ってくださいよと言われた場合に、県としてどのような姿勢で臨むんで

しょうか。

#### 津田環境管理課長

公共事業で3,000ベクレルの汚染土壌を使うことについての実証実験が環境省のほうで始まったという趣旨のお話と思います。

達田委員もおっしゃいましたとおり、今、放射線の関係というのは二つの法律がございます。一つは原子炉等規制法によりクリアランスレベルの100ベクレル以下は再生利用が可能という法律でございます。また、もう一つは東日本大震災により放射能汚染対処特措法での廃棄物につきまして8,000ベクレル以下を安全に処分できる基準でございます。この二つの法律がある中で、今、国が実証実験しておりますのが3,000ベクレル以下の土壌についての再生利用ということでございます。

この法律の中で3,000ベクレルについての土砂をどうするかについては、今、まだ法律上明確なものがないということで、県としましても、以前からダブルスタンダードではないかというような話もしておりましたので、今後国のほうが方針を明確にした上で、県としても判断すべきものだと考えております。

#### 達田委員

100ベクレル以下だったら安全に再利用するための基準ということで言われておりましたよね。8,000ベクレル以下というのが安全に処理するための基準だということで、二つ分かれて、それでその間にまた3,000ベクレルがあるということで、非常にややこしく、分かりにくい状況なわけですがけれども、いずれにしましても、これまでずっと100ベクレルと言われていたのに、その何倍も高い物を公共事業に使ってくださいということになりますと、県民の間からも批判、また心配の声が上がってくると思うんですよね。ですから、それに対してはそうならないように、県としてきちんとした姿勢を持っていただきたい。今もう南相馬市で実証をやっているということで、安全でしたと言われても困りますので、是非そういうことをお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いして終わります。

#### 黒崎委員

私のほうからも、最後の委員会でございますので、整理の意味で何点か、かつて議論した中のことも確認の意味で質問したいと思います。

まず第一点でございますが、まずこれは鳴門わかめについての話です。2月の末に、想定以上の速い潮の流れがあって流されたということで、大きな被害を受けたわけですが、委員会が違いますので、このことについては鳴門市あるいは徳島県と十分に地元の方の御意見を聞いて対応していただきたいという要望だけ申し上げておきます。

実は、その問題が起こる前、事前委員会からも、最近海水に栄養塩が少なくなっていますという話であったり、あるいは温度が高くなってきて、その影響をワカメをはじめ、いろんな海藻が受けているということもお話させていただいて、担当部局からもいろんなお話をお伺いいたしました。その例として、ちょっと写真を撮ってきてみたんですよ。写真を見ていただいたら非常に分かりやすいかなと思ひまして。漁師の方々とかあるいは加

工業者の方から言わせますと、最近やっぱり栄養塩不足でこういう白化現象が、全てじゃないんですが、こういうのが出るという話です。海岸によって違いますけど、栄養塩が少ない所はこういうのが出がちであるというふうなこと。それとあと、もう一つは毛巢という現象。ワカメの葉っぱの先端に白いものがついて、これ、食べても全然影響がないんです。影響はないんですけど、見た目にちょっとどうかなということがあがるようです。たまに問合せもあるという話がございます。

これ、生産現場の立場として、農林水産として、こういった現象について、どのようにお考えになっているかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

#### 来島水産振興課長

ただいま鳴門わかめの生産に係る色落ち、高水温による影響についての御質問を頂きました。

まず、今漁期の今の生産状況について、各漁協に聞き取ったところ、今漁期につきましては、そもそも秋に高水温で推移したということもあり、養殖の開始が遅れたことによって、全体的なスケジュールが1週間とか10日遅れているような状況でした。加えて、年明け以降、委員から御指摘がありましたように、栄養塩の低下による、いわゆる色落ちが発生しています。結果、生育不良に加えて色落ち被害によって現状としては例年より二、三割程度生産が落ち込むのではないかとこの状況になっております。

#### 黒崎委員

二割から三割落ちるということで、毎年この状態が続くようであれば、積極的にその対策を進めていっていただかなんたらいかなんですけど、外国の例なんかも話を聞いていましたら、昨年度は中国が非常に質も悪かったし量も少なかったと。中国の話ですけど。ところが、今年はものすごくとれているので質もいいんだということのようです。毎年変わっていくので、そこにワカメの養殖の難しさがあるのかな、海でものを育てる難しさがあるのかなと、そう思います。このことについては、海で作るということですので、いろんな制約も受けるわけですね。だから、そこに本当に難しさがある。地球環境に優しい形、かつ生態系にも優しいという形が何とか取れないものかと思うところがございます。

これ、環境のほうの立場からしたらどうですか。こういった現象というのは御存じだったんかいな。そのあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

#### 津田環境管理課長

ワカメの色落ちにつきまして、環境サイドからのお話ということでございます。

この2月のほうにも第8次総量削減計画ということで事前委員会の時にも報告させていただきましたが、総量削減計画は昭和55年からやっており、総量削減計画による水質の改善の結果、瀬戸内海の水質は非常に良好な状況になっております。ただ、その一方で、委員御指摘のように、養殖ワカメの色落ちの現象が社会問題になっているというのは当然認識しております。

ただ、それにつきましては、今、環境省も調査研究を進めており、瀬戸内海環境保全特別措置法におきましても、5年をめどに調査をしまして、必要であればしかるべき措置を

講じるとしているところでございます。

#### 黒崎委員

国のほうも5年をめぐりということでございますが、経済活動は毎年毎年で見るとは、できるだけ働き掛けていただいて、5年をめぐりということも分かりますが、いつまでも今の状況が続くようであれば、一つの産業にとって重大な問題になってまいりますので、できるだけ早く解決できるような、積極的な方法が取れるような働き掛けをしていただきたいと思いますように、是非とも要望をしておきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

#### 津田環境管理課長

委員のおっしゃるとおり、ワカメの色落ちは非常に切実な問題でございます。

それが栄養塩とどのような関係があるかということは、漁業関係者と環境省サイド、今のところ多少認識が違うところがございますけれども、県としましても、瀬戸内海を人と自然が共生できる豊かな海としていくために、今後栄養塩の管理の在り方であるとか、豊かな海にするようなことにつきまして、関係部局とも連携しながらあらゆる機会を捉えて国に要望していきたいと考えておるところでございます。

#### 黒崎委員

くれぐれも、遅れることなく積極的に働き掛けていただきたいと思います。

なかなか質と量、両方にやっぱり影響してくるものですから、自然環境が大きく変わって潮の流れが変わったら、今回のようなことも起こってきますし、また、質についてもできるだけしっかり守っていかねばならないということもございますので、環境も大事ですけど、両方が両立するような、非常に難しいことを言うんですけど、しっかりと対応していただけますように、要望を一点しておきます。

それと、あともう一点が、こうのとりの話でございますが、今年はちょっと早目に卵を産んで大きく希望が膨らむかなというところがございますので、定点カメラを設置されたとお伺いしております。私のイメージでは、定点カメラからラインがあってどこかで日常的に誰かが見ているのかなという想像をしていたんですけど。データを持っていろいろな確認をしていると伺っておりますが、この定点カメラの使い方とかそういったことについてお伺いしたいと思います。

#### 藤本環境首都課長

こうのとりに関する観察カメラの設置についてのお尋ねでございます。

こうのとりにつきましては、委員からもお話がありましたように、まず昨年豊岡市周辺以外では全国で初めて産卵ということに至ったわけですが、皆さん、御承知のとおり残念な結果になりまして、その後、今年も昨年よりも大分早く、1か月以上早いペースで繁殖活動が始まりまして、去る2月18日には本格抱卵に入ったであろうと推定されているところであります。

今回この観察カメラを設置させていただきまして、こうのとりの巣での繁殖活動の状況

を観察、それから記録するとともに、今はこういう時期ですので、巢のほうを中心に行っておりますけれども、また落ち着いてきますと、どのような餌を食べているのかとも確認できるように、餌場であるビオトープの観察又は記録もしていこうと考えております。

今回、この観察カメラを設置したことによりまして、先ほど申し上げましたように、1か月以上早いペースで繁殖活動が始まりましたので、これまでの調査データだけではなかなか産卵した、抱卵したという確認が取れませんでしたので、その観察カメラでの映像を専門家であるコウノトリの郷公園にお送りさせていただいて、その映像を見ていただいて産卵なり抱卵の特別な行動をしていることを確認いただいた上で、そういう本格抱卵であったという推定も今回できましたので、今後ともそのような産卵活動、それから今後誕生もいたしますし、その後、大事な足輪の装着という作業も入ってまいりますので、そのあたりの参考にできるようにしてまいりたいと考えております。

### 黒崎委員

ひなの誕生を願うばかりでございますが、生まれてからの対応も想定してなさっているということも聞いておりますので、是非ともしっかりとバックアップをしていただくようお願い申し上げたいと思います。

それと、あと二点御質問を申し上げたいと思います。代表質問で我が会派の臼木議員のほうからジビエの対策をお尋ねしたと思うんですが、今日の地元の新聞を見ておりましたら、ジビエの対策として雑菌であったりウイルスの検査体制の強化が求められるというお話も出ておりました。正に、知事からのお話の中にもこういったことに力を入れていくんだというお話もされておりましたが、このことについて、担当課長はどのようにお考えになっておるのか、あるいはどのように対応されようとしておるのか、ジビエは産業として伸ばしていくという方向性の中でどのように対応されていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

### 谷農村・鳥獣対策担当室長

黒崎委員からジビエの安全安心な生産に関する御質問でございますが、捕獲した鹿やいのしし等の野生鳥獣をジビエとして有効活用していくことは、狩猟者の方の捕獲意欲を高めるだけではなくて、被害軽減や地域振興にもつながる有意義な取組であると考えておりまして、農林水産部と危機管理部で連携して推進しているところでございます。

県では、これまでも県産の安全で安心な鹿肉といのしし肉を阿波地美栄<sup>じびえ</sup>と名付けまして、阿波地美栄<sup>じびえ</sup>処理衛生管理ガイドライン、これは施設基準や管理運営、また、狩猟から食肉の販売、流通に至る工程において、狩猟者や処理業者が共通して守るべき衛生処置を定めておりますが、こういったものを策定いたしております。また、併せて、食肉の処理加工施設の整備も進めてまいりました。また、「うまいよ！ジビエ料理店」等を認定いたしまして、ブランド化や消費拡大に向けた取組を進めているところでございます。

さらに、平成28年度には、阿波地美栄<sup>じびえ</sup>衛生管理スキルアップ事業ということで、ガイドラインによる指導を行うとともに、先ほどお話にございました食中毒菌などの各種モニタリング調査も実施してまいりました。また、料理を提供するお店などに対しまして、講習

会等も開催しているんですけれども、その際に、おいしいジビエ料理の料理法を学んでいただくと同時に、菌が死滅するような温度での加熱殺菌や器具の殺菌というようなことの徹底も周知を図っているところでございます。

さらに、平成29年度からは食肉として使うということを前提に捕獲することができるジビエハンターを育成したいと考えております。このジビエハンターには、安全衛生や食肉処理に関する知識や技術も習得していただきまして、ゆくゆくは処理場の後継者にもなってもらえるような形で育成していきたいと考えております。

今後とも安全安心なジビエが提供できますように、関係機関と連携して進めてまいりたいと考えております。

## 黒崎委員

是非ともしっかりと対応していただきたいと思います。

ちょっと山のほうに行くと、友人が今朝捕ったけん、持って帰りなと言っているのししの肉とか鹿の肉をちょこっとくれたりするんですけど、今は何の疑いもなく持って帰りな、持って帰りますって、持って帰って食べているんですけど、そういった方が多いと思うんです。やはり安全な食べ方というのを是非とも徹底していただきましてようお願いしたいと思います。要望です。

それとあともう一点は、これも代表質問の中にあつた確認でございます。食品ロスのことではありますが、このことについては、以前から何回も議論したり提案したりということを繰り返してまいりました。もう是非とも関係部局にはしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、松本市に行ったときも、福井県に行ったときも、やはり子供たちも同じことを言っていたんですね。保育園の生徒に一生懸命このことを今教えているんですと。保育園の生徒というのは、おうちに帰ったら必ずお父さん、お母さんに、こうじゃなかったら駄目というふうに非常に発信力を持っているというのを聞いておりますので、食品の無駄あるいは残飯を削減する意味でも、子供たちにそういったことの教育をしっかりとやっていただきたいという質問をいたしましたところ、県でも子供に対する対策をしっかりとしていくというようなことなんですが、そのことについてもう一度確認の意味でお答えいただければと思うんですけど。

## 藤本環境首都課長

黒崎委員のほうから食品ロスのお尋ねでございます。臼木議員の代表質問に対して御答弁をさせていただいたところでございますけれども、私どももやはり子供に対する普及啓発というのが非常に大事と認識しておりまして、食品ロスに関わらず地球温暖化問題、それから3Rの問題等々、子供を対象としたイベント等を常時やっているところです。そこで委員からもお話がありましたように、子供から家庭で親とか、またおじいさん、おばあさんに伝わって行って、事業の内容が広がっていくというようなことは実感をしているところでございますので、今後、さらに幼稚園、保育所等々に出掛けてまいりまして、いろんな分かりやすい素材を使いまして普及啓発に努めるとともに、今回新たに普及啓発の拠点として整備しておりますエコみらいとくしまにおきましても、今度はそちらに遠足等でもきてもらって、エコクッキングの実験とかそういう分かりやすい催しをやっていくこと

によりまして、この食品ロスが県民の皆様全員に広がっていくように努めてまいりたいと思います。

#### 黒崎委員

ありがとうございます。是非ともしっかりと実行していただければと思いますので、よろしく願いを申し上げて、質問を終わります。

#### 岡田副委員長

黒崎委員の関連として質問させていただきたいと思います。先ほど来、話が出ております栄養塩のことなんですけれども、水産振興議員連盟で椿泊の視察に行かせていただきまして、そこでお話を伺って、南のほうの漁業組合の皆さんからのお声としても、やはり栄養塩の問題で水産品の成育が悪くなっているというようなことを、漁業組合の組合長さん全員からの御意見として賜りました。

そして、地元の鳴門の漁業従事者の方からもやはりこの栄養塩の問題というのが……。特にこのワカメの養殖の時期になりますと皆さん敏感になられておりまして、アプリで今日の栄養塩というデータが送られて、皆さん受信されるようになって、それを見れば見るほど、皆さんの顔が……。今日もう本当に0に近いんだよというような皆さんの御指摘を多々受けるのであります。第8次総量削減計画等においても、里海の次世代への継承ということで、徳島県ならではの取組というのはしていただいているのは分かるんですけれども、やはり徳島県の農産品のブランド品でありますワカメ、ノリというものの継続、それとまた、今年特に、実は魚もおらんというような話を受けています。魚がどこに行ってもおらん、漁師さんからも魚が捕れんという話もあるんですけど、仲買している魚屋さんも魚がどこに行っても買えんというようなお話もございまして、水産業に携わっている方の生活を脅かすような現状があるんですけども、そのあたりについていかがでしょうか。

#### 来島水産振興課長

ただいま栄養塩の低下等によるノリだけではなくてワカメ及び他の水産業に与える影響について御質問を頂いております。

本県の場合、栄養塩が漁業に与える影響というのは非常に大きいと考えております。と申し上げますのは、ブランド品目であります鳴門わかめだけではなくて、今、お話があったノリ、それと徳島県が日本一の生産量を誇るスジアオノリ、そういったものがございませぬ。これらの生育には栄養塩が非常に大きく影響を与えます。

あと、今、御指摘もございましたように、実際魚についての影響というのは直接的なものかどうか分からないんですけれども、例えば魚が餌とする藻場の生育についても栄養塩が影響してくる可能性があるということでございます。

そういったことで、ノリ業者、ワカメ業者を支援する中で、先ほどお話がありましたように、栄養塩の状況、これは年間を通じて、特に冬場、10月中旬から3月下旬にかけてなんですけれども、37か所で定点観測をして、その情報、栄養塩やプランクトン、水温の状況を各漁協に提供するという対策をまずは通常的に行っているということでございます。

## 岡田副委員長

ありがとうございます。それで、先ほどの御答弁の中にもありましたが、やっぱり環境サイドと農林水産部関係の部署との連携という部分がなかなかとれていないのが現状のようですので、そのあたりは、環境に配慮しながら徳島のブランド品も守る、農林水産物も守るというような取組を是非今後真剣に考えてもらって、その取組として強化してもらうことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

## 来島水産振興課長

先ほどお話にもあった瀬戸内法の改正の関係と、今、豊かな海づくりに向けたいろんな実証実験や検証が行われているところでございます。

私ども水産サイドといたしましては、特に漁業者から声の強い、栄養塩対策が非常に重要だと考えておりますので、先ほど申し上げましたような、今まで我々が取っておりますデータ及びそれによる本県の水産物の生産状況、そういったものを環境サイドにも客観的なデータとして情報提供しながら漁業者の声も届けていきたいと考えております。

## 津田環境管理課長

先ほど水産振興課長からもお話がありましたけど、まず第8次総量削減計画なんですけども、これにつきましては関係各課との連携は密にさせていただいております。

その中で、従来の総量削減計画は水質の保全というものが中心でしたが、先ほどから各委員さんの御指摘があるように、養殖ワカメとかの色落ち、あるいは漁獲量の減少というようなものもございますので、我々としましても、環境サイドとして良好な水質の維持、それは当然ですけど、それと併せまして、生物多様性や生産性の確保といった相反する課題を両立させることで、徳島の里海をつくり出そうということで、今現在第8次総量削減計画の素案を出させていただいているところでございます。

第8次総量削減計画につきましては、まず豊かな海を取り戻すために生物多様性を育む豊かな海の創出などの三つの戦略、それと里海づくりの推進など五つの施策を実施することで、これらを有効的に行っていくために公共水域のモニタリングを行っております。それによりまして、農林水産部をはじめとしまして各部局と連携を取りまして、徳島の里海を実現していきたいと考えているところでございます。

## 岡田副委員長

この計画の目標にもありますけども、生物多様性、生産性といった相反する課題を両立させるということを目指されていますので、どこで折り合いがつくのかなというのは非常に疑問というか心配するところではありますが、徳島でその目標が達成できて両方がうまくいくように、是非これからも努力を重ねていただきたいと思います。

それと、先ほどワカメの話が出ていたんですけども、実は、聞いていたら、大体11月に漁師さんがワカメの種付けをされるんですけど、今年は11月に天候が悪く、雨風が強くて、11月の種付けができなくて12月になったと。1か月遅くなった。雨風が強いのと、それとまた水温がなかなか下がらんかったと。いろいろな理由をそれぞれの漁師さんが自分の感覚で話されるので、それがデータ化されているものではないとは思いますが、

そういうふうなお話があった中で、作付けが1か月遅れたから大体2月に収穫するものが3月にずれこんでいるというような話もあって、それで3月になると当然潮の流れが変わってくるというのも、皆さん、分かっているのです、その旨いろんな対策を多分考えられていたと思うんですけど、そもそもの原因が11月といいますか、毎年作付けされている漁師さんの話を聞いていても、毎年言われていることが11月の天気良かったらワカメの種付けが順調にできるんよという話なんです。11月がキーワードなんですね。それで、徳島県の気候データ並びにいろんな天候のデータがあると思うので、11月の平均データを出してもらって、是非水温の変化とか天候の変化というのをデータベース化してもらって、どんなふうに偏向してきているのか、また水温が上がっていつているのかというのを是非調べてもらって、そういうもう少し科学的な対策も漁業に取り込んでいつていただきたいなと思います。

それともう一つは、水温が高いワカメの開発というか研究を多分研究所でされていると思うので、その実施状況の紹介といいますか……。その実験等々でどれぐらいの質のものができ上がっていつているのかというところ、今後、漁師さんたちに対して、水温が高くても種付けができますよというような、そのPRも、また研究も足りないのかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

#### 来島水産振興課長

鳴門わかめの養殖に関して、特に種付け時期の気候に応じた対応が要るのではないかとということ、高水温耐性品種の状況についてという御質問でございます。

副委員長から御指摘がありましたように、特に漁期のスタート時期をいかにスムーズに進めるかということが非常に重要であり、今年のスタートが遅れたということが不漁の原因の一つになっているということは認識しております。

データを集めまして、漁業者に対していろいろな助言をするということが必要でありますので、水産研究課とも連携しながら、より一層状況の把握や対策を進めていきたいと思っております。

それと、高水温耐性品種でございますが、これにつきましては、平成27年度の漁期については、25の経営体が試験養殖に取り組んでございましたけれども、今年度につきましては鳴門地区で32経営体、和田島地区で11経営体、合計43経営体が養殖の試験を行っているということでございます。昨年度の生育状況が非常に順調であったということでございまして、今年度も生産される方が増えてきておるといふ状況でございます。

生育状況は、人によって異なりますが、1.2倍、1.4倍又は1.9倍だとか、総じて通常のワカメよりは、葉の部分が多くできると、非常に好評でございます。ただ、新しい品種で全部統一されるというわけではないんですけれども、生産量が増えるという結果が、昨年度は出ておりました、今年度につきましても漁業者からの聞き取り調査によりますと、生育という面では比較的順調であると。色落ちはあるようでございますけれども、こういったデータも加味しながら、またさらに新たな品種の普及も、改良を重ねながら進めていきたいと考えてございます。

#### 岡田副委員長

ありがとうございます。気象変動が激しくなるという、特に、もうこの頃春と秋というのも結構なくて、夏と冬しかないというような気候になってきておりますので、その気候に準じた農作物が育つような研究と、また、その気候の変動を早く知らせるような対策というのを是非併せて実施していただきまして、徳島県で農産物が今まで以上に育成できるように取組をお願いしたいと思えます。

それともう一つ、地元でやっている里浦の洋上発電の取組があるんですけど、その現状と取組とお願いできますか。

岡島自然エネルギー推進室長

鳴門市が計画してございます洋上風力発電の状況について御説明申し上げます。

もともと鳴門市のほうでは平成27年度に環境省の補助事業を受けまして、当初は陸上風力を中心に適地調査を行ってこられたということでございます。そうした中で、鳴門市の陸上部につきましては非常に広範囲にわたりまして、たか類の渡りのルートという所にどうも当たるといようなことになってございまして、風力発電の適地ということが極めて限定されるという状況になったということでございます。

こうしたことから、鳴門市のほうでは、調査範囲も洋上のほうにまで拡大されまして、その中で特に自然公園の区域外であります里浦の沿岸を中心に適地調査をするというようなかの中、環境省のモデル事業でございます風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業という事業に応募され、それで採択されて平成28年度、平成29年度の2年間にわたりましてゾーニングをされる所と聞いております。この調査には、鳴門市、一般財団法人の団体、それと企業も入られての合同での調査だとお伺いしております。

鳴門市自体は、ちょうど里浦の所は風が抜けるという所もございまして、風況的にも非常にいい状況だという点、それと里浦沿岸というのは沖まで割と遠浅という所、洋上風力の事業化に向けても非常に好条件がそろっていると聞いております。今年度、例えばもう少し詳細な風力とか水深の状況、あるいは潮の流れでありますとか、あるいはこれは海鳥なんかも関係ありますけれども生態系への影響であるとか、船舶の航路、もちろん漁業権の話とか、そのあたりのこともトータル的にゾーニングされて今後の展開ということを検討されていくということだろうと承知しております。

岡田副委員長

ありがとうございます。

洋上発電、これ、実施されると県内初になるんですね。

岡島自然エネルギー推進室長

県内初ということになります。

岡田副委員長

是非、ここのエリアを、また逆に言うとワカメの養殖のエリアから外れるとかいろいろな水産業との連携、また影響というかそういうふうな動きも、調査も含めていただきまして、実際ここの場所、陸でおってもかなり風が強いのはよく分かりますので、それを利用

して徳島県の資源をフルに利用してできるように、是非県としても取組を後押ししていただけるようお願いして終わりたいと思います。

#### 樫本委員

今の議論なんですが、黒崎委員、そしてまた岡田副委員長の議論の中で、豊かな里海を取り戻すという視点から漁業振興、鳴門ならではの問題提起がございました。

私は、この問題について、吉野川の水の量の問題があると思うんです。やっぱり豊かな森林の水を沿岸域に供給することによって豊かな栄養分が供給されて、そして漁業が発展してきた。これ、今日までの姿だろうと思うんです。

ところが、銅山川のあの3本のダムによる愛媛分水、そして池田ダムの建設による香川への分水、そしてまた早明浦ダムの建設による高知への分水、この三つの条件で吉野川の水量が極端に減っております。これは、私は毎日県庁に来るときには吉野川の右岸側を歩いてやってまいります。第十堰の様子を必ず観察いたしております。一年のうちで第十堰から水があふれて下流に流れている、汽水域に水が供給されているという現象が極端に減っております。今日もここ1週間、10日、1か月ぐらひは、水はほとんど流れておりません。そういうことがこの漁業振興の上で大きなマイナスの要因になっておるのではないかと私は考えるんですが、理事者の皆さんはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。その所感を述べていただきたいと思います。

#### 川人河川整備課課長補佐

委員のほうから、吉野川の河川の流量についての御質問でございますけれども、吉野川の河川の流量は早明浦ダム建設以前から権利を優先した河川維持量などの不特定用水に、ダムで新たに開発した工業や農業のための新規用水を加えた水量が流れているのが現状でございます。

この河川流量は、早明浦ダム及び池田ダムにおいて、期別毎に管理された水量が放流されており、徳島用水としてはおおむねかんがい期には毎秒約57トン、非かんがい期には毎秒約27トンが流され、池田ダムの水位が下がれば早明浦ダムから必要量は供給されております。こうしたダムの運用はダム建設以降変わっていない状況でございます。おおむね流量は確保されていると考えております。

#### 樫本委員

今の理事者の答弁では河川維持水量は十分確保されておると。だからそれは影響がないというお話でしたね。

それはそうではないと思いますよ。そうしたら、ほかの影響って水温だけですか。ほかに何か漁業に影響するようなことって、水温以外にはないんですな。指摘がありましたけれども、余り影響がないということで、今かんがい期ではないので27トンということなんですが、私は水は相当少なくなっていると思いますよ。ダム建設以前は、そうしたらその水はどこへ行っていたんですか。自然に流れてきていたはずですよ。

吉野川には新たな水源開発が必要なんですよ。もう安定的に分水以前の時代の水を確保しないと昔の環境にはならないと私は認識しておるんです。そんなもの、27トンというの

は、これはもう最低の河川維持水量だろうと思いますね。第十から超えませんが、絶対に。昔はずっと超えていたんですよ。今超えていない。それで27トンで大丈夫だというのはちょっとおかしいと思いますよ。反論をどうぞ。

#### 川人河川整備課課長補佐

先ほどダムの放流量の話をさせていただきましたけども、国土交通省の調査によれば吉野川の中央橋における水量が観測されております。その平均的な水量や減少しているときの水量というのは、昭和50年の早明浦ダム運用開始以前と開始後の40年を比較した場合、各年における変動が大きいために傾向が把握しづらい状況、委員がおっしゃいますように、少ない時もありますけども多い時もあると。一概に減少と傾向がつかみにくいというのが現状でございます。

#### 樫本委員

それは私は納得できないんですが、もう一つ水量が減っているのは原因があるんですね。これは杉の植林です。これ、山の水の最大の消費者は杉の木なんですね。これを切っていないんですから。切れていない。だから小谷への水はもう本当に少ないんですよ。特にこの四国山脈から流れて出ている水の量が極端に減っています。これはどんどん杉を切って循環させないといけない。そうしますと水量が増えるんです。そうしたら香川分水、愛媛分水、高知分水の水量ぐらひは、計画的に進めば補ってくれる。特に今地球の温暖化と炭素がたくさんある、これによって杉の成長が旺盛なんですよ。光合成が活発に行われて旺盛である。そここのところに抜本的な問題がある。これも是非ひとつ一緒になって考えないかと思っておる。分水と杉の成長、そして持続可能な水量を確保するためには、隣からどんどん吉野川へ入れていく。分水されて減っているんだったらを改善して小谷のほうから吉野川に水を供給するということになると、水環境はよくなります。山のエネルギーが海に流れてまいります。だから環境は良くなると思います。御意見、どうぞ。

#### 市瀬林業戦略課長

山の環境について御説明させていただきます。

委員、御指摘のとおり、実際川を通じまして、森林、山のほうから海のほうまでつながっていくということで、山からの栄養が海までつながっているというのは事実でございます。

御指摘のとおり、森林の環境というのは、かなり古い時代から言いますと、植林等が進みまして、今現在その植林が50年、60年といったような大分大きな木に育ってきておる、こんな関係もございまして、実際に花草木でありますとか、それから伐採されていた時代の草でありますとか、いろんな森林内の生態系なんかも変わってきている状態は認識しているところでございます。

こういうことから、いわゆる温暖化防止の面におきまして、今まで間伐とかそういう手入れを続けるということ以外に、もう一度森林を伐採して更新すると。新しい若い木に変えていく。こういったことも重要であると思っておりますことから、一石二鳥というわけではないんですが、多様な森林形態が河川であるとか海とかそういった所へも、安定した環境

を作り出していくものだと思っておりますので、今現在の人工林はかなり成熟しておる状況から見ますと、現状でいいますと伐採を進めるということで、県においてはプロジェクトの推進といったところで対応しているところがございますので、時間が少しかかるかとは思いますが、このプロジェクトを進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 樫本委員

森林の管理も環境には大切だというお話を頂きました。今、県は新次元林業プロジェクトで一生懸命取り組んでいただいているんですが、担い手不足、これに一番苦勞されていることはよく承知しております。どうぞ多様な森林の樹種が形成されるように、そして地球環境が良くなり、そしてまた川への水の循環が良くなって、海の環境が直っていく、その好循環を作っていただけるようお願いしておきたいと思えます。

それからもう一つなんですが、先ほど岡田副委員長からもお話がございました洋上の風力発電、いわゆる再生可能エネルギーの問題なんですが、これは過日総務委員会県民環境部の審査の中で私が意見書の提案をいたしました。その辺について、環境の委員会も関係しますので、環境対策特別委員会の委員の皆様にも是非御協力を頂きたいということで、8日の会長・幹事長会に出したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

中身について少し説明させていただきますと、いわゆる温室効果ガスの排出削減の国際的な枠組みであるCOP21、パリ協定において、一昨年の12月に歴史的な合意で世界を挙げてこの問題に取り組もうということになりました。そして、1年を経過して、昨年の11月には、脱炭素社会の実現に向けて確かな一歩を踏み出しました。これと同時に、本県におきましても、全国に先駆けて、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を制定し、削減の目標の設定と適応戦略の策定と、いわゆる3本の矢で取り組もうと、積極的な姿勢で取り組んでおります。このことについては、知事や執行部の皆さんに心から敬意を表するわけです。そこで、従来から国をはじめ、県においても、いわゆる循環可能な再生可能エネルギーの確保については補助金も打ってきました。

それについて、電力事業者からいわゆる供給オーバーなときには、供給を留保するという報道がございましたね。留保するということは、税を使って作った再生可能エネルギーを止めるということにつながるんですね。ということは、地球の温暖化防止、脱炭素社会の実現に水を差すことにつながっていく。これは非常にまずい状態です。こういうことは許してはならない。徳島県として、国に対して、しっかりと新しい仕組みを作って、送電線を補強するとかいろんな方策を考えて、供給過剰となったときの電源を有効に生かすということにしていかないと、脱炭素社会の実現はあり得ないと考えております。洋上発電をしても無駄ということになってくるわけですね。これは大変なことですよ。是非皆さんの御理解を頂いて、閉会日には決議していただけるように委員の皆さんに御協力をお願いして終わります。

#### 岩佐委員長

ただいま、樫本委員から、再生可能エネルギー出力制御問題の抜本的解決について、徳島県議会会議規則、第14条第2項に基づき、国に対し、意見書を提出したいとの提案がありました。

本件についてはいかがいたしましょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、委員各位にお諮りいたします。この際、環境対策委員長名で意見書を議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。意見書の文案はいかがいたしましょうか。

(「正・副委員長一任」と言う者あり)

それでは、文案は正・副委員長に御一任願います。なお、総務委員会において同趣旨の意見書を提出することが決定されておりますので、文案につきましては相談いたしたいと思えます。

引き続き、質疑に入りたいと思えます。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、以上で質疑を終わります。

この際、お諮りします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思えますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございませうので、一言御挨拶を申し上げます。今年度は、11月にパリ協定の発効を踏まえて、温暖化対策が一層急務となっております。また、本県におきましても、すだちくん未来の地球条例の施行であったり、この春オープンを迎えますエコみらいとくしまなど、環境施策にとって大きな節目の年であったかと思えます。そうした年に委員長を務めさせていただきまして、本当に有り難く思っております。こうした機に、委員各位におかれましては、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これも一重に、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。また、田尾県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございませう。6月の委員会の冒頭でも述べさせていただきましたが、環境施策は1、2年で成果が現れるものではないと思っております。10年、50年とそれを継続していくことが重要であると思っておりますし、また、世界的な取組も必要となってまいります。県民一人一人の意識の向上が図られますように、今後も皆さん方には審議を深めていただきますようお願いを申し上げます。審議の過程において表明されました委員の意見であったり、要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

田尾県民環境部長

本日、出席いたしております理事者を代表しまして、一言、お礼を申し上げます。

ただ今、岩佐委員長さんから、大変御丁寧なお言葉を賜り、我々理事者に温かいエールを送っていただきまして、本当に感謝しております。

岩佐委員長さん、岡田副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年間、環境対策関係の様々な案件につきまして、大所・高所から御審議・御指導を賜り、本当に心から感謝申し上げます。

委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の事務・事業の推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

岩佐野委員長

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(12時31分)